



人とまち「きずな」でつなぐ 元気な平生

平成 25 (2013) 年

広報

ひらお

1

月号

No.1209



主な内容

- 2 新年あいさつ
- 3 国民健康保険について
- 4 確定申告 準備はお早めに！
- 5 町県民税の申告受付が始まります
- 10 - 13 まちの話題
- 18 - 19 情報伝言板

出発！防火パトロール

12月17日、町役場正面玄関前で平生町消防団が防火パトロール出発式を行いました。

このパトロールは、年末における火災予防啓発を目的として例年実施されているもので、初日のこの日は全分団が一堂に会し、出発前の士気高揚を図りました。その後、各分団は伊田消防団長の指揮の下、それぞれの所管区域での巡回に向け、続々と会場を出発していきました。

◇発行：平生町役場 〒742-1195 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210 番地の1 ☎0820 (56) 7111<総務課>

●ホームページ【パソコン版】<http://www.town.hirao.lg.jp/>

【携帯電話版】<http://www.town.hirao.lg.jp/mobile/index.html>

(右の2次元バーコードを読み取り機能のついた携帯電話で読み取るによりアクセスできます。)

●E-mail hirao1@town.hirao.lg.jp



二〇一三 迎春

平生町長 山田 健一



新年明けましておめでと
うございます。

皆様におかれましては、
清々しい新年をお迎えのこと
とお慶び申し上げます。

29年ぶりとなる師走選挙が
終わり、ようやく国政が動き
出しました。現下の日本の政
治、経済の課題は山積です。
一刻も早く混迷状況を立て直
し、政治に対する信頼を取り
戻して欲しいところです。

さて、本町では住民と行政
が一体となって策定してきま
した「平生町参加と協働のま
ちづくり条例」が先般の12月
定例会で可決され、本年4月
から施行の運びとなりました。
本条例の策定に携わって
いただいた多くの方々に、厚
くお礼申し上げます。今年は
その意味でまさに「協働のま

ちづくり元年」となります。

昨年11月には、漁業・農業・
工業・商業などの各種産業が
連携し、町内の産業力を広く
発信すべく「ひらお産業まつ
り」が開催され、ひらお産業
の底力を見せてくれました。

また、町内で初となるNPO
法人の設立や地域活動、福祉
のネットワークの広がりな
ど、条例の施行を前に、新た
なまちづくりへの追い風を感
じています。この勢いを生か
すべく、全力をもって協働の
まちづくりを推進してまいり
ますので、皆様方におかれて
は引き続きのご協力をいただ
きますよう、よろしく願ひ
します。

昨年8月に発表された南海
トラフ巨大地震による被害想
定は、震源地である太平洋沖

から遠く離れた本町において
も、最大震度6弱、最大津波
高5mという衝撃的な内容で
あり、更なる防災対策の拡充
が急務であると考えていま
す。昨年来、海拔表示板の設
置や防災行政無線のデジタル
化など、さまざまな防災対策

事業を展開しているところで
す。本年においては平生中学
校普通教室棟の耐震補強工事
を行い、生徒たちの安全な学
習環境を整えていきます。ま
た、公民館や体育館、橋梁等
の公共施設の耐震化や長寿命
化へ計画的に取り組んでまい
ります。しかしながら、ハー
ド面の整備だけでは災害を完
全に防ぐことはできません。

昨年12月に行われた宇佐木地
区合同防災訓練において、町
民の皆様の防災意識の高さと

地域のつながりの強さを肌で
感じました。このように、人
や地域の力を生かした訓練や
体験を通じ、自助・共助体制
の更なる強化を推進し、地域
防災力の向上を図ってまいり
ます。

今年の干支である巳年は、
草木の生長が極限に達し、新
たな生命が生み出される時期
といわれています。平生町に
おいても、行政主導のまちづ
くりから、住民が主役となる
「協働のまちづくり」へと生
まれ変わる年となります。

本年が皆様にとって幸せ多
い年でありますよう心より祈
念申し上げます、年頭のご
挨拶とさせていただきます。

国民健康保険は安心して医療を受けるための制度です

日本ではすべての人が何らかの医療保険に加入することになっています。(国民皆保険制度)

国民健康保険は、その医療保険のうちのひとつで、市区町村ごとに運営しています。万一のときに安心して医療を受けることができるように、加入者が保険税を出し合い、医療費などに充てる助け合いの制度です。

国民健康保険に加入する人

国民健康保険には、他の医療保険(職場の健康保険、後期高齢者医療制度)に加入している人や生活保護を受けている人を除く、すべての人が加入します。

- お店などを経営している自営業の人
- 退職などにより職場の健康保険を脱退した人
- 農業や漁業を営んでいる人
- パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険に加入していない人
- 平生町に住民票のある外国人住民の人

加入するとき・やめるときは必ず届出が必要

職場の健康保険と国民健康保険の間で切り替えがある場合にはご自身による届け出が必要です。自動的に切り替わることはありませんので、ご注意ください。

国民健康保険に加入するとき

- ほかの市区町村から転入したとき(職場の健康保険などに加入していない場合)
- 職場の健康保険などをやめたとき(退職したとき)
- 子どもが生まれたとき(職

場の健康保険などに加入していない場合)
○生活保護を受けなくなったとき

【届出に必要なもの】

- ・職場の健康保険を脱退したことを証明するもの(資格喪失連絡票や離職票、退職証明書など)
- ・年金証書(65歳未満で年金受給者の人)
- ・印章

国民健康保険をやめるとき

- ほかの市区町村へ転出するとき
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 死亡したとき
- 後期高齢者医療制度の対象となったとき(75歳になって対象となる場合は届出不要)

【届出に必要なもの】

- ・職場の健康保険証(脱退する人全員分)

■問合せ先

町役場町民課 保険年金班
☎(56) 7113

- ・国民健康保険の保険証
- ・印章

届出はお早めに

加入の届け出が遅れると、前の健康保険が終了した時点または転入した時点までさかのぼって国民健康保険に加入し、その間の保険税を納付していたことになるため、(遡及賦課)

脱退の手続きが遅れると、国民健康保険と職場などの健康保険の両方に加入していることとなり、保険税(料)が二重に請求されます。

また、他の健康保険に加入した後に国民健康保険の保険証を使用すると、そのときに国民健康保険が負担した医療費を返還していただく場合があります。

健康保険に変更が生じた場合は、14日以内に届け出をお願いします。

医療費節約にご協力ください

本町国民健康保険(国保)の医療費は毎年増え続け、ここ近年の急増ぶりは国保財政を大きく脅かしています。医療費の増加は、保険税の引き上げにもつながりますので、被保険者一人ひとりが次のことに心がけ、医療費の抑制にご協力ください。

- かかりつけ医をもち、同種の疾病で複数の医療機関における、重複受診は避けましょう。
- 病気の早期発見・予防のため、特定健診をはじめとした健康診断を定期的に受けましょう。
- 運動、休養、栄養バランスに心がけ、生活習慣病を予防しましょう。



確定申告 準備はお早めに！

申告・納付期限

◇ 所得税・贈与税	3月15日(金)
◇ 消費税・地方消費税 (個人事業者)	4月1日(月)

確定申告が必要な人

- 事業所得（商業、工業、農業、漁業などからの所得）や不動産所得（地代、家賃）などのある人で、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超える人
- 土地、建物などを譲渡した人
- サラリーマンで年収が2,000万円を超える人、給与以外の所得が20万円を超える人、2カ所以上から給与を受ける人 など

確定申告をすれば税金が戻る人

確定申告する義務のない人でも、次の場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- マイホームをローンなどで取得したとき
- 多額の医療費を支払ったとき
- 災害や盗難にあったとき
- 年の途中で退職し、再就職をしなかった人で、年末調整を受けなかったとき など

光税務署では次のとおり申告の相談、申告書の受付を行います

【期間】 2月18日(月)～3月15日(金)

午前9時～午後5時 ※受付は午後4時まで

【場所】 光税務署2階 相談会場

(光市虹ヶ浜三丁目10番1号)

閉庁日（土・日曜日、祝日）は、相談および申告書の受付は行っておりませんが、郵送または税務署の時間外収受箱に投函することにより、申告書を提出することができます。

確定申告書や青色決算書（収支内訳書）の用紙を希望される人は、次の方法で入手できます

①国税庁ホームページからダウンロード

【URL】 <http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/mokuji.htm>

②電話で送付を依頼

下記問合せ先までご連絡ください。

また、「確定申告書等作成コーナー（国税庁ホームページ）」で作成する申告書は、e-Taxを利用して送信するほかに、印刷して提出することもできますので、併せてご利用ください。

年金所得者の確定申告不要制度について (平成23年分から適用されています)

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である人は、所得税の確定申告は必要ありません。（上記に該当する人でも、還付を受けることができる場合は申告することができます。）

ただし、次に当てはまる人は所得税の確定申告をしない場合でも、町県民税の申告が必要となりますのでご注意ください。

- ①「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない各種控除の適用を受ける人
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得（個人年金の所得も含む）がある人

～ご注意ください～

平成26年1月から

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

個人で事業（農業を含む）や不動産貸付などを行うすべての人※について、記帳・帳簿等の保存が必要となります。

※所得税の申告の必要がない人も対象となります。

納税は便利な口座振替をご利用ください

【振替日】 所得税 4月22日(月)

消費税・地方消費税 4月24日(水)



詳細は、国税庁ホームページへ

www.nta.go.jp

広島国税局 で 検索

■問合せ先

光税務署個人課税部門

☎ 0833 (71) 0166

音声ガイダンスに従って確定申告に関するご相談、各種用紙の送付を希望される場合は「0（確定申告テレフォンセンター）」を、その他一般のご相談の場合は「1（電話相談センター）」を選択してください。

町県民税の申告受付が始まります

申告期限
3月15日^金

町県民税の申告が必要な人

平成25年1月1日に平生町内に住所を有する人は、3月15日までに町県民税の申告をしなければなりません。

ただし、次の①～③に該当する人は申告の必要はありません。

- ①所得税の確定申告をした人
- ②前年中の所得が、給与所得だけで、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されており、他に控除の必要のない人
- ③前年中の所得が、公的年金だけで、公的年金の支払者から町へ公的年金等支払報告書が提出されており、他に控除の必要のない人

これらに該当しない人は、平成24年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得（給与・農業・営業・漁業・その他）を、多少にかかわらず、申告しなければなりません。

また、国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者については、その保険料の算定に必要となりますので、収入がない人でも必ず申告してください。

なお、平成24年度の申告状況などから申告が必要と思われる人には、1月下旬に申告書を郵送します。申告が必要な人で申告書が届かない場合は、税務課までご連絡いただくか、直接申告会場にお越しください。

◆町役場税務課では、下記の日程で申告相談を行いますのでお気軽にご利用ください。

開催日	場 所	時 間	対 象 地 区
2月18日(月)	町役場第3庁舎3階	9:00～16:00	平生町地区
2月19日(火)	町役場第3庁舎3階	9:00～16:00	平生村地区
2月20日(水)	町役場第3庁舎3階	9:00～16:00	平生町、平生村地区
2月21日(木)	大野コミュニティセンター	9:30～16:00	大野地区
2月22日(金)	曽根公民館	9:30～16:00	曽根地区
2月25日(月)	壺ヶ浜コミュニティセンター	9:30～12:00	壺ヶ浜地区
	ふれあいの館 (宇佐木コミュニティセンター横)	13:30～16:00	宇佐木地区
2月26日(火)	尾国コミュニティセンター	9:30～12:00	尾国、小郡地区
	佐賀公民館田名分館	13:30～16:00	田名、丸山地区
2月27日(水)	佐賀公民館	9:30～16:00	佐賀地区
2月28日(木)	佐賀公民館	9:30～12:00	佐賀地区
	佐合島コミュニティセンター	12:15～13:45	佐合地区

申告に必要なもの

- ☐ 印章
- ☐ 所得の計算根拠となる書類
※給与所得および公的年金所得のある人は源泉徴収票（原本）
- ☐ 国民年金保険、生命保険・個人年金保険・介護医療保険、地震保険の控除証明書（原本）
- ☐ 障害者控除を受ける場合、障害者手帳などその程度を確認できる書類
- ☐ 医療費控除を受ける場合【医療費総額が所得金額の5%または10万円のいずれか少ない金額を超えるとき】、1年間に支払った医療費の領収書および保険などで補てんされる金額が分かるもの
※事前に集計をお願いします。
- ☐ その他控除を受ける場合は、その事実を確認できる書類

上記の期間中、税務課職員の多くは申告会場に出向くため、税務課の窓口では最小限の職員での対応となります。申告相談につきましては、できる限り上記申告会場へお越しください。

税務課窓口・申告会場ともに、時間帯によっては大変混み合い、長時間お待たせすることもありますので、時間に余裕をもってお越しください。また、申告内容に不明な点があったり、申告書類に不足があったりすると、申告相談に時間がかかりますので、申告に必要なものは忘れずにご持参ください。

町有地を先着順で売り払います

昨年11月から12月にかけて行いました一般競争入札で落札されなかった町有地について、あらかじめ売却価格を提示して先着順で購入者を決定する「先着順売払い」を実施します。

購入を希望される人は、次のとおり申し込み手続きを行ってください。

●申込方法

購入希望者は「町有財産払下げ申請書」に必要な事項を明記し、署名押印の上、納税証明書*を添えて直接持参（郵送不可）してください。

なお、代理人による申し込みの場合は、申込者からの委任状が必要です。

※ 個人または法人の市町村税の完納を証明するもの

●受付日時

1月15日(火)～(土・日・祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

売払いを完了した場合や諸事情により、予期せず終了または中断することがありますので、あらかじめご了承ください。

■問合せ・書類提出先

町役場総合政策課 ☎(56)7120

「町有財産払下げ申請書」などは、町役場総合政策課に置いていますが、平生町公式ホームページからダウンロードすることもできます。また、売払いの詳細についても掲載していますので、必ずご覧ください。

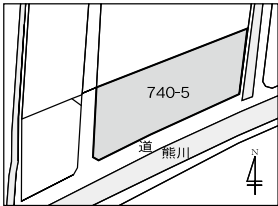
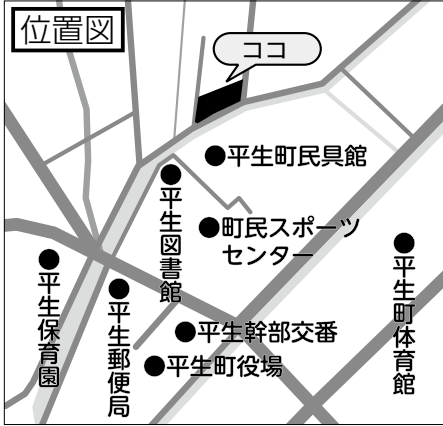
【平生町公式ホームページ】<http://www.town.hirao.lg.jp/>

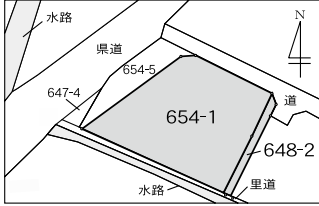
●売払い物件

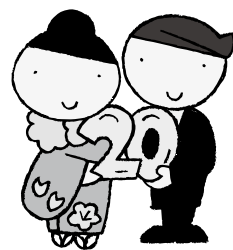
地下埋設物調査、地盤調査、土壌調査、アスベスト使用調査などは行っていない。

全ての物件は、現状有姿のままでの売り払い、引渡しとなりますので必ず現地を確認してください。

ご要望に応じて職員による境界などの現地説明を行います。

物件番号	所 在	地目	地積 (㎡)	売却価格
H24-1	平生町大字平生村字吉原三ノ割 740 番 5 ・旧町営住宅跡地 ・都市計画：都市計画区域内（第一種住居地域） ・建ぺい率：60% ・容積率：200% ・上水道：つながり込み可。町道に本管整備済。 (つながり込みにより加入金および手数料が必要。) ・下水道：つながり込み可。ただし、利用形態により要協議。	宅 地	1,368.54	24,223,000 円
  				

物件番号	所 在	地目	地積 (㎡)	売却価格
H24-2	平生町大字曾根字明地 654 番 1、648 番 2 ・旧曾根保育園跡地 ・物件前面の県道は都市計画道路として拡幅計画があります。 ・都市計画：都市計画区域内（第一種住居地域） ・建ぺい率：60% ・容積率：200% ・上水道：つながり込み可。県道（歩道）に本管整備済。 ・下水道：つながり込み可。ただし、利用形態により要協議。	宅地・雑種地	813.20	12,086,000 円
  				



20歳になったら

国民年金

20歳を迎えるとさまざまな権利とともに義務も生まれます。
国民年金に加入することもその一つです。

「年金なんて先のことだから関係ない」

なんて思っている人はいませんか？

国民年金は、わたしたちの生活の安定が損なわれることが無いよう、みんなで前もって保険料を出し合いお互いを支えあう制度です。日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、保険料を納めなければなりません。

もし、加入の手続きや保険料の納付を忘れると、死亡や障害といった不測の事態が起こったときに「遺族基礎年金」や「障害基礎年金」が受けられない場合もあります。

「あのときに…」と後悔する前に必ず国民年金に加入し、保険料を納めましょう。

なお、学生の人や収入が少なく保険料を納めることが難しい人には、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。これらの制度を利用し、保険料を未納のまま放置することがないようにしましょう。

加入に必要な手続き

【自営業者・学生・フリーターなど】

町役場町民課で国民年金加入の手続きを行ってください。

◇手続きに必要なもの

年金事務所から送られてきた取得届（無い場合は保険証・免許証など本人確認ができる書類）、印章

【第2号被保険者（厚生年金保険や共済組合の加入者）】

加入の手続きは必要ありません。

【第2号被保険者に扶養されている配偶者】

第2号被保険者の勤務先を経由して加入の手続きを行ってください。

学生納付特例制度

◆対象者 次の①および②に該当する人

①学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限が1年以上の課程に限る）、一部の海外大学の日本分校に在学する人（夜間・定時制課程や通信制課程を含む）

②前年の所得から社会保険料控除額等を控除した後の金額が、「118万円＋扶養親族等の数×38万円」以下の人

◇手続きに必要なもの

学生証（コピー可）または在学証明書、印章

若年者納付猶予制度

◆対象者 本人および配偶者の所得が一定額以下で30歳未満の人

◇手続きに必要なもの
年金手帳または本人確認のできる書類、印章

満額老齢基礎年金を受け取るために追納しましょう

「学生納付特例」や「若年者納付猶予」は保険料の支払いを猶予する制度であり、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されませんが、年金額には算入されません。

学生納付特例の承認を受けた月から10年以内であれば、保険料をさかのぼって納める「追納」をすることができ、将来満額の老齢基礎年金を受けるためにも追納しましょう。

ただし、承認を受けた年度から翌々年度を過ぎると、当時の保険料に加算額が上乗せされます。

「ご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。」

■問合せ先

徳山年金事務所

☎ 0834（31）2152

町役場町民課 保険年金班

☎ （56）7113

人権コラム

つながり
ゆくめい

No.25

「変わりゆく正月風景」



平生町人権教育推進協議会
(事務局：町教育委員会)

皆さん、新年明けましておめでとうございます。

このコラムも、3年目に入りました。今年もいろいろな話題をお届けしていきたいと考えていますので、よろしくご一読ください。お願いいたします。

今年のお正月はいかがでしたか。三が日をゆつくり過ごすことができた人、子や孫に囲まれてにぎやかなひとときを過ごした人など、さまざまな光景が目に見えそうです。

今の正月も昔の正月も正月には変わりはないのですが、すごく変わったなと思います。それは何でしょうか。目に映る光景からいえば、子どもの遊びの定番であったこま回し、たこ揚げ、羽根つきなど、ほとんど見ることができなくなったことでしょうか。また、国旗を立てている家が少なくなると、玄関に門松やしめ縄が飾ってある家が少なくなること

など、確かに風景が変わっています。

このような中、地域や伝統文化について学ぶことによって、愛着を感じ、誇りを持たせようとする環境づくりが今、学校で行われています。ボランティアの人による、昔の遊びの伝承など、そこにはみんなで遊ぶ喜びがあること、その遊びを通じて相手を思いやる心を育てることができることを一生懸命教えている姿を見ることが出来ます。

また、昔の正月には、店という店が一つも開いていない、本場に静かな町のたたずまいがあったと思われています。その代わり、年末は大人の誰かが非常に忙しい毎日を送っていました。みんなが助け合いながら、餅つき、大掃除、おせち料理づくりなど、お正月をゆつくり過ごすために頑張ったものでした。おせちも正月三が日分をそろえ、箸も

日常のものでなく、祝い箸を用意し、当時いつも忙しく台所で働いていた女性をゆつくりさせようと、洗いのものを少なくする知恵が働いていたのです。ここに家族に対する思いやりの心を見ることが出来ます。誰もが休むことができる三が日であったような気がしてなりません。

このように、正月は様々なところで姿を変えてきているように思います。店が開いていてそれだけ便利になったという考え方や、生活スタイルとともに価値観が多様化してきたのだという考え方もあり、人それぞれの正月の過ごし方があると思います。ここで今一度、正月三が日の過ごし方を三世代で話し合い、日本に長く伝わってきた正月風景が意味するところを再認識してみるのも大切なことではないでしょうか。

一人ひとりが主役のまち“平生” 協働のまちづくり ⑪

■問合せ先 町役場総務課 地域活動推進班 ☎(56)7111

Thema

町のすべての事業を協働するの？ 協働に適した事業とは？

町のすべての事業を協働するの？

町が行っている事業の多くは、協働の視点で見つめ直す必要がありますが、すべての事業を協働して実施するというものではありません。

協働はそれ自体が目的ではなく、住民主体のまちづくりやよりよいサービスを提供するための取組手法のひとつです。事業目的の達成のために活動団体の特性を活かすことができ、団体や町が単独で実施するよりも、協働で実施することにより相乗効果が期待できると考えられる場合に、協働事業の実施に向けた積極的な検討を行います。

協働に適した事業とは？

協働する団体と町とが、双方の知識や技術、経験を持ち寄り、効果的、効率的に実施することにより、住民の参加が期待でき、なおかつ住民へのサービスの質と量が向上する事業です。

【事業の分類】

- ①コミュニティの形成や醸成が期待でき、住民参加の拡大や、まちの活性化につながる事業
イベントの企画運営、公園等公共施設の管理運営

- ②住民が相互に支え合う、自助、共助を基本とした活動が展開される事業

アダプト制度*、地域の美化活動、高齢者支援

*アダプト制度 親が子どもを大切にするように、まち（公共の場所）の世話をする制度。

- ③特定分野の専門性など、パートナーの特性が十分に発揮され、町とは異なる発想での事業

相談、情報提供、政策提案、調査研究

- ④地域やサービス対象者の実情に合わせ、きめ細やかで柔軟な対応が必要とされる事業

公民館やコミュニティ施設の管理・運営、地域防犯・防災、障害者福祉、子育て推進

- ⑤状況に応じて迅速に対応する必要がある事業

災害時におけるボランティアコーディネート

- ⑥今まで取り組んだことのない先駆的な事業

協働して実施した方がメリットのある事業は、これだけではありません。みなさんの職場などで取り組んでいる、あるいはこれから取り組もうとしている事業について、改めて考えてみてください。

「行政サービス向上運動 来庁者アンケート」の結果をお知らせします

町役場ではすべての町民のみなさんにとって便利で分かりやすい、快適な窓口サービスの提供に取り組んでいるところです。

このたび、窓口での職員の対応などに関する来庁者アンケートを実施しましたので、その結果をお知らせします。

●実施期間

10月15日(月)～26日(金) (土・日を除く午前・午後各1時間)

●実施方法

町役場本庁舎正面玄関入口および町民課窓口付近において、職員が来庁者に直接アンケートを依頼。

●調査内容

要件のあった窓口と要件の内容のほか、次の8つの項目について各々「満足」「やや満足」「やや不満足」「不満足」の中から当てはまるものを選択していただきました。

また、「やや不満足」「不満足」を選択された場合には、その具体的な内容の記述をお願いしました。

【調査項目】

①職員からのあいさつは好感が持てましたか？

②職員の身だしなみ（髪型・服装の清潔感など）はいかがでしたか？

③窓口での対応や言葉使い、態度はいかがでしたか？

④申請などのわかりやすさや記入のしやすさなどはいかがでしたか？

⑤手続き方法についての職員の説明は分かりやすかったですか？

⑥サービス提供までの待ち時間はいかがでしたか？

⑦担当窓口への案内表示は分かりやすく、見やすかったですか？

⑧応対カウンターの環境（広さ、高さ、清潔さ、設備など）はいかがでしたか？

●アンケート結果

回答いただいたのは153人で、8項目すべてにおいて「満足」「やや満足」が多くを占める結果ではありましたが、応対や整理整頓の悪さに

関する次のようなご指摘もいただきました。

【応対について】

○ぶつさら棒で対応があまりよくない男性職員がいる。

○時間帯によっては混雑していても1、2人が応対している他の人は知らんぷりな感じがあるので、休み時間でもそのときは手伝ってあげて欲しいと思う。

○応対された方に笑顔がなかった。

【整理整頓の悪さについて】

○不要物が山積されているように見えるので、一掃されることを望む。

○カウンター越しに見えるコピー用紙や荷物の置き方など、整理の仕方が少し気になった。

このたびの結果を踏まえ、改善すべき点は早急に見直し、今後においても、より一層満足いただけるサービスの提供を目指して職員一同取り組んでいきます。

誕生

平生町第1号[山口県知事認定]のNPO法人「特定非営利活動法人 まちサポーターズクラブ」

11月30日、山口県知事認証におけるNPO法人で平生町第1号として「特定非営利活動法人 まちサポーターズクラブ」が誕生し、開所式が行われました。冒頭、池岡勝正理事長は「地域住民に対して環境、まちづくり等に関する事業を行い、まちの安心・安全、美化、活性化および福祉の向上に寄与していきたい」とあいさつされました。当該NPO法人の概要は次のとおりです。

「特定非営利活動法人 まちサポーターズクラブ」

【所在地】 平生町大字壱ヶ浜414番地

【事業内容】 空き家、空き地管理事業、地域の活性化に関するイベント、高齢者・児童等の福祉の向上に関する事業 など

【問合せ先】 ☎ (56) 0550

NPO法人って何？

特定非営利活動法人のことで、NPOとは英語表記「Nonprofit Organization」の略。特定非営利活動促進法に基づき、特定の公益的・非営利活動を行うことを主たる目的として設立された法人。



△開所式（中央：池岡理事長）

▷事務所に掲げられた手作り看板



町民課の
窓口延長サービス

●毎週金曜日、町民課の窓口は午後6時30分まで（年末年始、祝日を除く）
●交付できるもの：住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証、印鑑証明書
※戸籍について、古い戸籍（除籍・原戸籍）は除く

宇佐木地区合同防災訓練

12月2日、宇佐木コミュニティ協議会主催の宇佐木地区合同防災訓練が開催されました。

土砂災害を想定した避難訓練では、近所同士やグループがそれぞれの一時避難所に徒歩で移動し、道のりや掛かる時間を再確認しました。

その後は主会場の宇佐木コミュニティセンターに参加者が集まり、柳井地区広域消防組合や日本赤十字社などの協力による共助訓練やAED使用訓練など、さまざまな体験訓練が行われました。

また、山田地自治会自主防災組織による消火訓練や、宇佐木地区の有志の方々による炊き出し訓練など、地域を中心とした取り組みもみられ、自助・共助意識の高まりが感じられました。



【左上】ロープワークを学ぶ 【右上】土のうを積みました
【左下】簡易担架を体感 【右下】社協による車いすの扱い方

人権擁護委員が街頭啓発

第64回人権週間（12月4日～10日）の12月4日、人権擁護委員の中嶋一成さん、五味洋子さん、中丸和則さんの3人が、人権教育推進に向けた幼稚園・保育園および小・中学校への訪問、広報車で巡回、町内店舗入口でのパンフレット配布など、さまざまな人権啓発活動を展開しました。



まちの話題

親子で学ぶ、佐賀の幸

11月29日、佐賀小学校で「佐賀の幸 親子料理教室」が開催されました。

同校5年生とその保護者が、地域のボランティア（山口県漁協平生町支店女性部、生活改善実行グループ）から、地域でとれた食材を使った料理を教わりながら、親子のふれあいを深めました。



佐賀小児童が炭焼き体験

11月30日、佐賀小学校6年生の児童15人が、大星ふれあい窯（ハートランドひらお運動広場上）で炭焼きを体験しました。

炭焼きの会のみなさんの指導により、児童たちはなんとか原木を窯に詰め、火を入れることができました。そして迎えた12月18日の窯出し。重かった生木は、見事な炭に姿を変えていました。



租税教育の推進

12月7日、佐賀小学校で租税教室が開催され、同校6年の児童が税金について学びました。

講師は光・熊毛郡法人会の岩本ひろ子さんで、税金の種類や使われ方について、映像教材などを交えて児童たちに分かりやすく説明しました。



また、租税に関する作品で町内の次の児童・生徒が表彰を受けていますのでご紹介します。

◇平成24年度小学生

「絵はがき」コンクール

【法人会会長賞】

國行 咲良さん（佐賀小6年）

【光税務署長賞】

大内山 万葉さん（佐賀小6年）



△左から國行さん、大内山さん

◇中学校の税に関する習字

【光納税貯蓄組合連合会会長賞】

井堀 水晶さん（平生中3年）



ひらおサッカーの祭典

12月16日、第24回サッカーフェスティバルが永大グラウンドで開催されました。

参加した16チームがスーパーリーグ（上級）とエンジョイリーグ（初・中級）に分かれて熱戦を繰り広げました。また、キッズサッカー教室もあり、会場には多くの人が集まっていました。



園児と中学生が合同訓練

12月10日、つばさ保育園と平生中学校が大震災を想定した合同避難訓練を実施しました。



地震の発生を知らせる園内放送の後、経路の安全確認を行い、園児たちは平生中学校体育館へと出発。階段の前で出迎えた生徒たちが、園児たちの手を引いて体育館の中へと誘導しました。同園の金子園長は「机上でのプランとの違いが分かり、良い経験になった」と感想を述べました。

災害用伝言ダイヤルを体験



12月19日、NTT西日本と日本公衆電話会により、町役場の正面玄関ホールに災害用伝言ダイヤル171の体験コーナーが設置され、来庁者や職員がその使い方を体験しました。

大災害時に電話が繋がりにくくなったときに、家族などに伝言を残して伝えることができるこのサービス。毎月1日、15日など、体験利用日もあるようですので、いざというときに慌てないよう一度体験してみたいかがでしょう。

【詳しくはHPで▷ <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>】

乳幼児のクリスマス会

12月10日、平生町母子保健推進協議会主催の「にこにこひろばクリスマス会」が町保健センターで開催されました。

人形劇や楽器遊びで楽しんだ後、子どもたちにはサンタクロースから、保護者の方々には母子保健推進員から素敵なプレゼントが贈られました。



表彰 少年剣道教育奨励賞

平生剣道スポーツ少年団が、全日本剣道連盟から少年剣道教育奨励賞を受賞されました。

同賞は、長年にわたり剣道の普及・発展および青少年の健全育成に尽力し、実績を挙げている少年剣道団体に贈られるもの。同団の中本光春代表は「剣道を通して社会に貢献できる人材を育成するような団にしていきたい」と述べ、今後の更なる飛躍が期待されます。

▽左から叶山さん（指導者）、西依くん（団長）、山崎さん（育成会会長）、中本さん（代表）



表彰 中学生人権作文コンテスト 最優秀賞

第32回全国中学生人権作文コンテスト山口県大会において、木村友美さん（平生中2年）の作品が県内101校5,064編の応募の中から最優秀賞（山口地方法務局長賞）を受賞しました。

木村さんの作品『声をかける勇気』は、母親の体験談などから、助ける人、助けを求める人の双方による声かけの大切さについて書かれたもので、同コンテストの中央（全国）大会においても奨励賞を受賞しています。



商工会館 光で彩る

12月22日、平生町商工会青年部による「クリスマスイルミネーション2012」の点灯式が開催され、平生町商工会館が光で彩られました。

約5,000個の電球を使用したこのイルミネーションは、11月に開催された「ひらお産業まつり」の商工ブースで子どもたちが描いたイラストを基にデザインされたものです。



スポーツ大会結果

平生町卓球大会（12月9日／町体育館）

◇シングルス（優勝者、敬称略）

- 【一般】柳本 正信
- 【中学生男子】神田 佑樹
- 【中学生女子】善村 菜由
- 【小学生男子】伊藤 駿太
- 【小学生女子】伊藤 沙菜



◇ダブルス（優勝者、敬称略）

- 【一般】鍵谷育則・国広力吉
- 【中学生男子】神田佑樹・藤原弘基
- 【中学生女子】金岡奈穂・梅本三愛

男女共同参画講演会

12月23日、平生町『ひろげよう男と女』連絡協議会と北京JAC山口の共催で、男女共同参画講演会が曽根公民館で開催されました。

講師には元朝日新聞記者の竹信三恵子さんを迎え「ここが気になる いまの日本」と題した講演や、竹信さんと共催団体の会員によるトークイベントが行われました。



全国訪問おはなし隊

12月23日、平生図書館に全国訪問おはなし隊のキャラバンカーが来訪しました。

車内には550冊の児童書。集まった子どもたちは、寒さも忘れて屋外での読書を楽しんでいました。また、館内ではおはなし隊や平生町おはなし会の方々による読み聞かせ会も行われ、参加者からは、とても楽しかった！との声が聞かれました。



佐賀地区もちつき大会
(12月23日/佐賀公民館)



門松&ミニ門松づくり
(12月23日/大野公民館)



ミニ門松づくり
(12月26日/曾根公民館)



しめ縄づくり教室
(12月9日/佐賀公民館)



三世代交流しめ縄づくり
(12月15日/中央公民館主催)



各地域でさまざまな年末行事が行われました！



凧づくり教室
(12月9日/宇佐木 ふれあいの館)



三世代交流もちつき大会
(12月9日/大野公民館)



地域のもちつき
(12月23日/高須一班)



三世代交流しめ縄づくり
(12月8日/曾根公民館)



三世代交流しめ縄づくり
(12月15日/大野公民館)



■問合せ先

町保健センター ☎ (56) 7141

こんにちは保健師です

No.619

普段の生活に運動習慣を！

日ごろの生活の中で私たちの体は、関節や筋肉などの運動器を使うことでさまざまな動きをすることができ、寒い季節には、つい体を動かすのがおっくうになってしまします。

毎日の活動量が少ないと人との交流が減り、心理的にも気分転換ができにくくなってしまう、そのことでさらに活動量が減ってくることもあります。

朝起きてから夜寝るまでの一日の活動量は、年齢や職業、体調などによっても大きく異なりますが、無理のない範囲で小まめに体を動かすことで生活を活発にすることができ

ます。まずは、できることから始めてみませんか！

下記の例などを参考に、体への負担をかけずに自分の体力に合ったものを見つけていきましよう。

日ごろの運動習慣の繰り返し、心が体の健康に大きな影響を及ぼすといわれています。無理せず楽しみながら取り組める方法が、長く続ける秘訣にもなります。

○家の中でも掃除など小まめにする。



○車を使わずに行けるところは、なるべく歩いて移動する。

○エレベーターよりも階段を利用する。

○お気に入りの散歩コースを見つける。

○運動サークルなどに入って定期的に体を動かす。



○毎日、歯を磨き、入浴や食事をするような感覚で、生活リズムの中に運動や積極的な体を動かすことのできる時間と方法をみつければいい。



おすすめメニュー

お刺身サラダ

平生町食生活改善推進協議会

いつものお刺身に飽きたときにどうぞ。手軽で豪華な一品になります。

《材 料》 4～5人分

白身魚（刺身用）	4人前	しょうゆ	小さじ2
大根	1/4本	塩	小さじ1弱
貝割れ菜	1パック	砂糖	少々
白ねぎ	1本	わさび	小さじ1
カシューナッツ	100g	にんにく(すりおろす)	1かけ
乾燥ゆば	1袋	ごま油	大さじ1
揚げ油			

《作り方》

- ① 刺身はそぎ切りにして、冷蔵庫で冷やす。
- ② 大根は皮をむき、細いせん切りにする。
貝割れ菜は、根元を切り、長さを半分にする。
白ねぎは5cm 長さに切り、白髪ねぎにする。
- ③ ゆばは粗くくだき、ナッツとともに揚げ、油をきる。
- ④ 大皿に②と①を盛り、③を散らす。
- ⑤ Aを混ぜて④にかけ、一気に全体を混ぜる。

好評！男性料理教室

「少しずつでもこれから料理を作っていきたい」
「楽しかった！次回はぜひ酒に合った料理を」

12月7日に保健センターで開催された男性料理教室（平生町食生活改善推進協議会主催）に参加された方々の感想です。

この日のメニューはご飯（おにぎり）、みそ汁、豚肉のしょうが焼きなど計5品。参加した12人の男性が、慣れない手つきながら、がんばって料理を完成させました。料理の前にはBMI測定や栄養バランスの説明などもあり、食と健康とともに学ぶことができる充実した内容。これから料理を始めたい男性の方々にお勧めの教室です。



食生活改善推進員（ヘルスメイト）による丁寧な指導。

宇佐木では、コミュニティセンターを拠点とする組織をこれまでの「コミュニティセンター運営協議会」から「コミュニティ協議会」に改組しました。字面では、センター運営という文言を消しただけのように思われますが、かなり大きな改革だと考えています。

元来、コミュニティセンタ

ーは公民館の分館として位置づけられてきました。いわば地域社会教育の中核施設です。私たちは、その使命を保ちながらも、そこから一歩踏み出した活動のできる地域組織をと考えました。各種学習団体への「貸し館」業務という役割ではなく、より広く自主的な地域活動が可能な組織体にしようというものです。

本協議会は、コミュニティセンター利用者、センター運営、地域づくり、社会福祉、そして青少年育成の5つの部会で構成されています。事業の企画・調整は事務局で統括

しています。さらに現在、防災安全部会の追加を検討しています。役員数は、地区内8自治会から選出をお願いしており、50名を超えます。特徴的なのは、役員の顔ぶれです。自治会長以外の役員は「〇〇会会長」などの役職にとらわれず選出できるようにしており、幅広く人材を発掘することができま

す。

宇佐木は、世帯数500弱、人口1400の小さなコミュニティです。生涯学習団体は26もあり、それぞれ意欲的に活動しています。ただ、各団体のメンバーは、かなり重複しており、地区在住者の利用実数は限られているのが実情です。地域のみんなが活動できる環境づくりが課題です。そこで、常時利用者以外の方々も参加できるイベントや行事を企画・実行し、盆踊りやふれあい



■問合せ先
中央公民館
(56) 5320

No.206

生涯学習推進だより

地域での「互助と協働」を目指して

宇佐木コミュニティ協議会



平生町生涯学習推進マスコット「マニビット」

祭りなどでは、かなりの方の来場があり、成果が得られました。

暮らしの中に図書館を!!

平生図書館 ☎ (56) 2310

【開館時間】午前9時～午後5時15分

ご自宅からインターネットを利用して予約・検索できます♪

<http://www.library.town.hirao.lg.jp> または 町公式ホームページからアクセス

エンジェルフライト

佐々 涼子 著

《児童書》

ねえたんがすきなのに

鈴木 まもる 絵

おとのさまのじてんしゃ

中川 ひろたか 作

船で空飛ぶ妖怪クルーズ

三田村 信行 作

ルドルフとスノーホワイト

斉藤 洋 作

だいすき、でも、でもね

市居 みか 絵

休館日

1月… 21日(月)、28日(月)、31日(木・月末整理日)

2月… 4日(月)、11日(月)

図書館
だより

新着図書の紹介

図書の一部を紹介します。

《一般書》

残り全部バケーション

伊坂 幸太郎 著

噂の女

奥田 英朗 著

維新銃姫伝 会津の桜京都の紅葉

藤本 ひとみ 著

今考える親のためにできること
できないこと

和田 秀樹 著

話題の本

『わたしのゆたんぽ』

きむらさとし 絵・文 (偕成社)

ゆたんぽが大好きな女の子。でも、ゆたんぽは女の子の冷たい足が苦手な模様。ある日、とうとう女の子の布団から逃げ出してしまったゆたんぽを、どんどん伸びる女の子の足がどこまでも追いかけて…。



シリーズ

正しい知識で 安心な消費生活

山口県消費生活センター 電話 083(924)0999

高齢者を狙った悪質な販売手口に注意！

相談

健康食品の販売業者から「以前注文を受けた健康食品を今から送る」と電話がかかってきました。申し込んだ覚えがないと断っても、「間違いなく注文を受けているので送る」と言われました。商品が届いたら、受け取らなければならないのでしょうか。

アドバイス

送りつけ商法と呼ばれる手口であり、商品が届いた場合は、受け取りを拒否しましょう。

◆◇ワンポイント◇◇

トラブルにあう人のほとんどが高齢者であり、記憶力の衰えや判断力不足に乗じて、商品を強引に送りつけるような悪質な販売手口が見受けられます。相談事例のように申し込んだ覚えもなく、購入するつもりもないのであれば、きっぱりと断りましょう。

なお、電話で断ったにも関わらず、商品が届いてしまった場合には、受け取りを拒否してください。

また、断りきれずに承諾してしまい、商品が届いた場合でも、書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。

「何かおかしいな?」「心配だな?」と感じたら、クーリング・オフ期間が過ぎていても、まずは県消費生活センターや町役場経済課などにご相談ください。

柳井警察署だより

新年に無事故・無違反を誓おう！

交通事故は、私たちにとって最も身近で重大な危険です。

一人ひとりが思いやりとゆずりあいの心を持って交通安全に努め、今年一年を無事故・無違反で過ごしましょう。

●今年も高齢者被害の交通死亡事故の発生が危惧されます。昨年は、道路横断中の高齢女性被害の交通死亡事故が管内で2件発生し、夜間の反射材非着用での被害もありました。



☆歩行者は、目立つ服装や反射材活用で自分の存在をアピール！

☆ドライバーは、早めの点灯と原則ハイビームで視界確保を！

●昨年は飲酒運転ドライバーによる交通死亡事故が発生しました。飲酒運転は犯罪です。ドライバーだけではなく、周囲の人にも厳罰が待っています。お互いが「飲酒運転は絶対にしない、させない!」と声をかけ合いましょう。



●全席でシートベルトを着用していますか？ 柳井地域でもシートベルト非着用のため重大被害となった交通事故があります。前席だけでなく後部席の同乗者も、全員が必ずシートベルトを正しく着用しましょう。



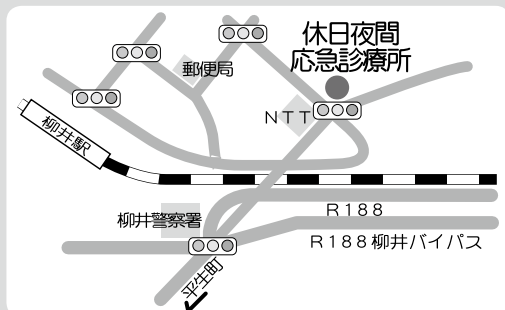
休日や平日夜間の医療案内

◇診療は、あくまで応急的診療であり、専門的な診療は受けられない場合があります。

■柳井地域休日夜間応急診療所

柳井市中央1丁目5番3号

☎(22)9001 (下記診療時間内)



区分	診 療 日	診療時間（受付）
休日 昼間	日曜日・祝日 盆（8月15日） 年末年始 （12月30日～1月3日） ※これらの日の夜間診療はありません	午前9時～12時 （午前11時30分まで） 午後1時～5時 （午後4時30分まで）
	平日 夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません

柳井医療センター(旧国立柳井病院)

24時間365日 腹部救急診療を開始!

[激しい腹痛・腰痛・肛門痛・下血など]

国独立行政法人国立病院機構 柳井医療センター

☎(27)0211 [柳井市伊保庄]



「まちの保健室」 山口県看護協会柳井支部

場所: イズミゆめタウン柳井 2階ベビー服売り場前
日時: 1月19日(土) 午前10時～12時

内容: 血圧測定、体重・体脂肪測定、健康相談、
乳児・育児相談など

人権行政相談 ※相談無料・秘密厳守

◆相談内容 人権に関わる悩みや困りごと、行政全般についての苦情、相談並びに意見や要望などについて

◆相談日 毎月第2月曜日(休日の場合は翌日)
【時間・場所はまちのカレンダーでご確認ください】

◆相談員 人権擁護委員、行政相談委員

岩手県陸前高田市 軌跡の一本松保存募金

東日本大震災の大津波に耐えた高田松原の一本松を、復興象徴のモニュメントとして整備するため、全世界に募金協力をお願いしています。詳細については、下記URL「がんばっぺし陸前高田」内「奇跡の一本松保存基金」のページをご覧ください。

URL <https://www.facebook.com/RikuzentakataCity>

柳井健康福祉センター相談日

〔柳井市古開作/☎(22)3631〕

●骨髄バンク登録検査《要予約(前日まで)》

2月13日(水) 9:00～10:00

●B・C型肝炎抗体検査《要予約(前日まで)》

2月13日(水) 10:00～10:30

●HTLV-1抗体検査《要予約(前日まで)》

2月13日(水) 10:30～11:00

●HIV抗体検査《要予約(当日まで)》

※当日検査結果がわかります

2月13日(水) 14:00～16:00

●思春期・ストレス相談《要予約(前日まで)》

2月22日(金) 10:00～15:00

●心の健康相談《要予約(1週間前まで)》

2月19日(火) 13:00～14:00

こころの救急電話相談

山口県精神科
救急情報センター

☎0836(58)4455 (24時間対応)

内容: 精神病、うつ病など、こころの病気による混乱した言動・ひきこもり・自殺願望など

小児救急電話相談

受付時間
毎日 午後7時～11時

☎#8000 または ☎083(921)2755 (携帯電話も可)

内容: 15歳未満の子どもの急患や疾病に関すること

月間火災・救急発生状況

(11月) 資料: 柳井地区広域消防組合

月間交通事故発生状況

(11月) 資料: 柳井警察署

	火災			救急		発生件数			死者(人)	傷者(人)
	建物	山林	その他			人身	物損			
管内	0	1	1	282	管内	28	144	0	37	
平生町内	0	1	0	42	平生町内	5	14	0	6	

まちの人口

世帯数	5,678	世帯(±0)
人口	13,000	人口(±3)
11月30日現在		
住民基本台帳記載人口	うち男 6,196	うち女 6,804
() : 前月対比		

今月の納税【1月】

納期限1月31日

町県民税	第4期
国民健康保険税	第7期
介護保険料	第7期
後期高齢者医療保険料	第7期

☆完納で育てよう明るい平生町☆

◎便利な口座振替も利用できます◎

問	税務課【町税】	☎(56)7114
合	健康福祉課【介護保険料】	☎(56)7115
せ	町民課【後期高齢者医療保険料】	☎(56)7113
先		

Information 情報伝言板

じょうほうでんごんばん

お知らせ

県・市町中小企業勤労者 小口資金貸付制度

次の人を対象に、大学、短期大学などへの進学資金を貸し付けますので、ご利用ください。

●対象者 中小企業勤労者で県内に居住し、同一事業所に1年以上勤務している人

●貸付限度額 300万円

●償還期間 10年以内（在学期間中で4年以内の据え置き可）

●貸付利率 年2.0%（別に保証料が必要）

●中国労働金庫（審査あり）
●山県労働政策課

☎083（933）3210

●岡町役場経済課

☎（56）7117

試験・募集

シルバー人材センター 会員募集

あなたの豊かな経験と知識や技術を地域社会に生かし、生き

がいの充実や就業機会を通じての社会参加をしてみませんか。

現在、草刈・剪定・家事援助などの仕事ができる会員を募集しています。

◇入会説明会

●対象 平生町、柳井市、田布施町に在住する60歳以上の人
●日時 2月20日（水）、3月13日（水）午後1時
●場所 柳井市総合福祉センター

●持参物 筆記用具
●公益社団法人柳井広域シルバー人材センター

☎（23）5959

県立山口高等学校 通信制課程生徒募集

●募集定員

【普通科】360人

【衛生看護科】40人（連携施設在学者などに限る）

【科目履修生】制限なし

●願書受付期間・時間

3月21日（木）～4月3日（土）
日曜日、3月27日（水）、28日（木）

講座・講習

「命の授業」講演会

●日時 2月18日（月）午後1時30分～2時40分

●場所 アクティブやない

●内容 講演「命の授業」今の幸せに気づくことから夢はひろがる（講師・腰塚勇人氏）

●対象 一般住民

●主催 柳井健康福祉センター

●入場料 無料（申込不要）

●柳井健康福祉センター健康増進課 精神・難病班

☎（22）3631

教育相談セミナー・相談会

●日時 1月19日（土）、26日（土）午前10時～午後4時

●場所 山陽小野田市民館

●内容 家庭教育、発達障害、子どもや親の心理、教育相談困難事例への対応などの講義・演習および相談会

●対象 保護者、教職員など

●定員 60人（相談会は5組）

●参加料 無料（要事前申込）

※申込方法など、詳しくはお問い合わせください。
●園子どもと親のサポートセンター（やまぐち総合教育支援センター内）
☎083（987）1242

県民公開講座

花粉症対策セミナー

●日時 1月20日（日）午後2時～4時20分

●場所 山口県総合保健会館「山口市」

●内容 講演「スギ花粉だけがアレルギーの原因ではない（講師・山口県医師会花粉情報委員長 日吉正明氏）」など

●主催 山口県医師会

●入場料 無料（申込不要）

●山口県医師会広報情報部

☎083（922）2510

安全衛生講習会

◇玉掛け技能講習

●日程（場所）

【学科】2月2日（土）、3日（日）
テル松原屋

【実技】2月7日（木）～10日（日）の内
1日（鋼板工業（株）玉鶴工場）

●申込期限 1月18日（金）

◇床上操作式クレーン技能講習

●日程（場所）

【学科】2月12日（火）、13日（水）
テル松原屋

【実技】2月14日（木）～19日（火）の内
1日（東部高等産業技術学校）

●申込期限 1月25日（金）

＜ 以下は広告欄です ＞

第62回 平和記念 周南駅伝競走大会

2市2町（光市・柳井市・田布施町・平生町）をタスキでつなぐ、第62回平和記念周南駅伝競走大会が開催されます。沿道からみなさんの温かい声援をお願いします。

1月20日 日 9:00出発

【スタート・ゴール】光市総合体育館前

平生町内中継所

森庭園前 【国道188号線
イオンタウン平生向かい】

到着予定時刻 10:53

イベント

第65回山口県学校美術 展覧会

- 日時 1月22日(火)～27日(日)
午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）
- 場所 山口県立美術館「山口市」
- 内容 県内の幼稚園・保育所、

- ◇職長・安全衛生責任者教育
- 日程（場所）
- 【学科】2月26日(火)、27日(水)（ホテル松原屋）
- 申込期限 2月15日(金)
- 申込先 山口県労働基準協会下松支部
- ☎0833（41）3510

起業家養成塾「島スウェア フォーラム2013」

- 日時 2月2日(土) 午後1時～（正午開場）
- 場所 大島文化センター「周防大島町」
- 内容 商品販売、事業報告、修了生による事業プラン発表、講演「ソーシャルビジネスでまちを元気に」（講師…まちおこし45年のスペシャリスト NPO法人地域交流センター理事 米村洋一氏）など

- 小学校、中学校、高等学校などの幼児・児童・生徒の優れた作品約700点を展示
- 入場料 無料
- 申込先 山口県教育庁義務教育課
- ☎083（933）4600

相談

多重債務無料法律相談会

山口県弁護士会、山口県司法書士会などの共催で多重債務者向けの無料法律相談会を開催します。

- 日時
- ・2月22日(金) ①午後2時～4時30分 ②午後5時30分～8時
- ・2月23日(土) ①午前10時～12時30分 ②午後1時30分～4時
- ※各日とも①は司法書士相談、②は弁護士相談

- 場所 柳井市文化福祉会館
- 定員 先着各10人（要予約）
- 相談内容
- 法律専門家による多重債務の相談（1人30分）
- 申込受付期間
- 1月15日(火)～2月15日(金)
- 申込先 柳井市消費生活センター
- ☎（22）2125

相続登記はお済みですか

2月は「相続登記はお済みで

すか月間」として、県下各司法書士事務所において、相続登記に関する相談を無料でお受けします。

【相続登記とは】

相続した不動産の登記上の名義を変更することを言います。

相続登記は手続きが遅れがちで、何代にもわたって放置されていることもあります。相続した不動産の名義を変更してないといと、売却する場合や担保にして融資を受けようとする場合などに、手続きが順調に進みません。また、長い間放置すると、相続権のある人が増えて権利関係が複雑になり、さまざまなトラブルが発生することもあります。

山口県司法書士会事務局
☎083（924）5220

多重債務・相続登記等 無料電話相談会

- 日時 2月2日(土) 午前10時～午後4時
- 相談受付電話番号
- ☎0120（003）821
- 相談内容
- クレジット・キャッシングなどの多重債務や相続登記などの問題でお困りの人に、手続方法の説明や司法書士事務所の紹介など、問題解決に向けてアドバイスします。

山口県青年司法書士協議会
相談会担当…伊藤
☎0833（44）3755

＜ 以下は広告欄です ＞

まちのかレンダー

《1月16日～2月15日》

1 月

16 (水)	マロニエ会 (9:30 / 保健センター) こころの健康相談・いこいの場 (13:30 / 保健センター)
17 (木)	
18 (金)	朗読ボランティアつゆくさの会 (10:00 / 平生図書館) もの忘れ相談 (13:30 / ふれあいまちづくりセンター〈あいあむ〉)
19 (土)	体育館開放日 (午前中) 古文書輪読会 (9:45 / 平生図書館) おはなし会 (14:00 / 平生図書館)
20 (日)	第 62 回平和記念周南駅伝競走大会 (9:00 / 光市総合体育館前スタート)
21 (月)	
22 (火)	育児学級 (10:00 / 保健センター)
23 (水)	
24 (木)	1 歳 6 か月児健診 (13:00 / 保健センター)
25 (金)	
26 (土)	体育館開放日 (午前中)
27 (日)	
28 (月)	母親学級 (10:00 / 保健センター) 保健センター開放日 (13:00)
29 (火)	離乳食学級 (9:30 / 保健センター)
30 (水)	
31 (木)	

2 月

1 (金)	
2 (土)	体育館開放日 (午前中)
3 (日)	
4 (月)	
5 (火)	育児学級 (10:00 / 保健センター)
6 (水)	マロニエ会 (9:30 / 保健センター)
7 (木)	
8 (金)	
9 (土)	体育館開放日 (午前中)
10 (日)	親と子の料理教室 (9:30 / 大野公民館)
11 (月) 建国記念の日	
12 (火)	人権行政相談 (10:00 / 中央公民館、13:00 佐賀公民館) あすなろ会(介護者家族の会)(13:00 / ふれあいまちづくりセンター〈あいあむ〉)
13 (水)	母親学級 (10:00 / 保健センター) おひざにだっここの会 (10:30 / 平生図書館) 親しみトーク【町長と語る日】(18:00 / 町役場町長室)
14 (木)	
15 (金)	ひらお読書会 (13:30 / 平生図書館) もの忘れ相談 (13:30 / ふれあいまちづくりセンター〈あいあむ〉)

※予定表ですので、日時・場所の変更がある場合もあります。

平生中学校2年 西本彩華



ポスター最優秀作品

平生中学校3年 大井祐弥

育てよう
花と緑と思いやり
笑顔あふれる平生町

標語最優秀作品

「伸びゆくまちをつくらます」
ポスター・標語



平生町民憲章

わたしたち 平生町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。

わたしたち 平生町民は

- 1 自然を大切にし 環境をととのえ 美しいまちをつくります
- 1 スポーツに親しみ きまりを守り 健やかなまちをつくります
- 1 思いやりと 感謝の心をもち 温かいまちをつくります
- 1 勤労をとうとび 活力にみちた 豊かなまちをつくります
- 1 文化を創造し 若い力を育て 伸びゆくまちをつくります

「広報ひらお」は、環境に配慮した再生紙を使用しています。